

仕 様 書

1 件名

令和7年度中部圏内における航空写真撮影等業務

2 調達目的

独立行政法人都市再生機構（以下「当機構」という。）が所有する中部圏に所在するUR賃貸住宅団地6団地（以下「対象団地」という。）における状況を記録するため、航空写真の撮影を行うものである。

3 調達内容

本調達範囲は、以下の項目とする。ただし、本仕様書に明示していない業務等についても、本調達に必要な場合はこれを調達範囲とする。

(1) 航空写真（鳥瞰）の撮影

- ・仕様書別紙に記載された対象団地について、団地全体が収まる構成で撮影する。
なお、仕様書別紙は、当機構が指定する場所で交付する。詳細は公示文4(7)を参照すること。
- ・原則として、1団地あたり垂直1カット、鳥瞰5～7カットを撮影する。
- ・雲、霞、光の反射等がない鮮明な航空写真を撮影し、建物等による陰影等の影響が最小限となるよう最適な時間帯に撮影する。また、周辺建物の高さ等対象団地の特性上、影の影響等を大きく受ける場合は、曇天時の撮影等を提案し機構と協議するものとする。
- ・撮影枚数、撮影方法の詳細は仕様書別紙を確認すること。
- ・写真はカラーとし、画素数は2,000万画素以上とする。
- ・詳細な撮影範囲、方向等は当機構の指定する職員と協議の上、確定するものとする。

(2) デジタルデータの作成

- ・上記(1)により撮影した電子データをDVDに記録する。
- ・データ形式については、RAW形式、TIFF形式及びJPEG形式とする。
- ・上記3形式に加え、撮影写真を2MB程度に軽量化したJPEG形式のデータを作成すること。
- ・ファイル名は以下のルールによるものとし、フォルダ構成については、当機構の指定する職員と協議の上、確定するものとする。

【写真データのファイル名 命名ルール】

1_20220101_○○○_鳥瞰 1 (南).jpeg 2_20220101_△△△_垂直_輕量.jpeg

No.	撮影日	対象団地名	図記載の カットNo	(方位)	垂直写真 の場合	軽量データ の場合
-----	-----	-------	---------------	------	-------------	--------------

(3) インデックスプリントの作成

- ・上記(1)により撮影した航空写真の検索用資料として、A4用紙1枚（裏面利用可）あたり1団地分の航空写真を出力したインデックスを作成する。また、当インデックスにファイル名、団地名、撮影日時、撮影した飛行機の緯度、経度及び高度、シャッター速度、絞り等を記載するものとし、記載項目及び配置構成については、当機構の指定する職員と協議の上、確定するものとする。
- ・写真部分の精細度については、一般カラーコピー以上の品質とする。
- ・インデックスを綴じたファイルの冒頭には、目次を付するものとする。

4 履行期限

令和8年3月13日

5 納品物及び提出書類等

本調達の納品物は、以下のとおりとする。ただし、全ての納品物及び提出書類について、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号）」第6条第1項により定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に適合させるものとし、日本語で作成すること。紙媒体についてはA4サイズとし、必要に応じてA3サイズを使用すること。

- (1) 航空写真（鳥瞰）の電子データ DVD：2部
- (2) インデックスプリント 紙：1部
- (3) 工程表 紙：1部

契約締結後7日以内に提出し、当機構の指定する職員の承認を得ること。

【納品場所】

愛知県名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル17階 総合受付
独立行政法人都市再生機構 住宅経営部 事業推進課

6 工程管理等

受注者は、工程表に基づき適切な工程管理を行うとともに、作業の進捗状況を適宜当機構へ報告すること。

受注者は、作業実施に際し、当機構の指定する職員と撮影計画等に関する打ち合わせを実施すること。

7 再委託等

- (1) 契約書第3条第1項に規定する「主体的部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、技術的判断等をいい、再委託等（委託又は下請負）することはできない。
- (2) 受注者は、上記(1)に規定する業務以外を再委託等するに当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、上記(2)に規定する業務を再委託等する場合、書面により再委託等する者との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等する者に対し再委託等する業務の実施について適切な指導、管理を行い、本業務を実施しなければならない。なお、再委託等する者が当機構の令和7・8年度の競争参加資格者である場合は、本調達の対象団地を含む区域を措置対象区域とする指名停止期間であってはならない。

8 検査及び引渡し

当機構の指定する職員が航空写真に関するデジタルデータ及びインデックスプリントに関する検査を実施する。

検査の結果、全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は直ちに引き取り、再撮影や修正等所要の作業等を行った上、当機構の指定する職員が定めた日時までに再納入するものとする。

検査の結果、合格であることが確認された場合は、納品物一式を用意し、速やかに引き渡すこと。

9 法令遵守

受注者は、航空法（昭和27年法律第231号）第123条に基づいた国土交通大臣の許可を受けていること（なお、許可を受けている法人との撮影に関して運航契約を締結する場合は、この限りではない。）。また、本業務の実施にあたっては、航空法等の諸法規を遵守するものとする。

10 著作権等

本業務において発生する著作権は、当機構に帰属するものとし、受注者は当機構の事前許可なく使用及び複製してはならないものとする。また、本件著作物について、受注者

は、著作権人格権を行使しないものとする。

11 機密保持

受注者は、本業務の実施に際して、直接的及び間接的に知り得た情報を業務実施中はもとより、業務終了後においても第三者へ漏えいしてはならない。また、受注者は、施錠が可能であり、かつ、入退室管理が適切に実施された作業室等において、作業を実施すること。

12 事故報告

受注者は、業務実施中に生じた事故等に対し、一切の責任を負うものとする。また、事故等が発生した場合には、発生原因、経過等について、直ちに当機構へ報告するものとする。

13 損害賠償

受注者は、業務実施中に当機構及び第三者に与えた損害について一切の責任を負い、受注者の責任と負担において処理解決するものとする。

14 契約不適合責任

業務完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する契約不適合個所が発見された場合、当機構が必要と認める修正等必要な作業を受注者の負担において行うこと。

15 協議・指示事項

受注者は、本仕様書に不明な点がある場合は、当機構の指定する職員と随時打合せを実施し、当機構の指示に従うこととする。

以 上